

【県からの補足注意事項】

番号	質問分類	公募設置等指針 該当箇所		内 容
1	公募対象公園施設の条件 設置に関する事項	p.6 p.7	2. (2) 4) 2. (3) 1) ⑩	<ul style="list-style-type: none"> ・公募区域の考え方において、「任意提案施設を提案する場合は、必須提案施設の管理施設の一部を任意提案施設内で共用することも可能としますが、主要な管理施設はそれぞれの区域に設置してください。」としていますが、駐車場の設置については、施設の配置状況や管理運営体制によって、必須提案施設と任意提案施設で必要となる駐車場を共用することも可能とします。
2	使用料の額の最低額	p.10	2. (5)	<ul style="list-style-type: none"> ・トレーラーハウス等の移動可能な施設については、常時区域内にある場合、もしくは、収益事業の運営において欠かすことのできない施設の場合は、「公園施設を設ける場合」の使用料区分に該当します。 ・仮設テントや基礎を設置しないテーブル等、営業時間以外はたたむ、もしくは、分解するなどして収納することができる施設については、収納施設のみを「公園施設を設ける場合」の使用料区分に該当します。